

令和7年度青梅市教育委員会の基本方針

【基本方針1】 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、協調と責任ある行動をとり、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められている。

そのために、人権教育および心の教育を充実させるとともに、社会の一員としての自覚や公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

1 人権教育の推進

あらゆる偏見や差別、いじめをなくすために、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進する。

2 心の教育の推進

児童・生徒が自他をいつくしみ生命を大切にし、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるために道德教育の充実を図るとともに、交流および共同学習等を通して障害への理解を深める教育の充実を図る。

また、真善美などの人間的な価値観を養うために、地域の図書館、博物館、美術館の資料を活用した情報の発信や鑑賞等の学習活動を充実させ、家庭・学校・地域等が協働した心の教育を推進し、豊かな情操教育の推進を図る。

3 健全育成の推進（いじめ対策・不登校支援、生活習慣に関する指導の充実）

児童・生徒が健康で明るい生活を営み、豊かな人間性と社会性を身に付けられるようにするために、自ら生活習慣を改善し充実させることができる実践力をはぐくむ取組を推進する。

また、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関の連携を一層推進し、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立、規範意識の高揚、公共心の育成を図り、健全育成を推進する。

いじめ防止、不登校支援、児童虐待の防止については、児童・生徒が安心・安全に生活できるよう、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関の連携をより一層推進し、児童・生徒一人ひとりに寄り添いながら早期発見、早期対応を図る。

4 社会に貢献できる個人の育成

相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任につ

いての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の社会と連携した教育の機会を充実させる。

5 地域に根ざした郷土愛をはぐくむ教育の推進

地域に住む人々の暮らしや心情への理解を深め、地域に愛着をもち、地域の一員として貢献する人材を育成する。

また、地域人材の活用、関係施設や機関との連携を通して、青梅の自然や伝統・文化に触れる「青梅学」の推進を図り、郷土愛をはぐくむ。

【基本方針2】 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

国際化や高度情報化など社会の変化に対応できるよう、児童・生徒一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。

そのために、基礎的・基本的な学力の向上を図り、児童・生徒の個性と創造力を伸ばす教育などを重視するとともに、広く国際社会に生きる市民を育成する教育を推進する。

1 学力の向上

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を推進する。そのために、一人1台学習用端末を含めたICT機器等の効果的な活用、習熟度別による指導、総合的な学習の時間等の学習を工夫・改善し、多様化する児童・生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図る。全国学力・学習状況調査の実施にあたっては、調査結果の分析・考察を踏まえ授業改善につなげる。

家庭学習等の充実を図るため、「分かる授業・魅力ある授業」を通して、児童・生徒の学習意欲を高める。あわせて、放課後や長期休業日等に学習の機会を設け、学力の向上を図る。

2 健康の保持増進・体力向上

児童・生徒一人ひとりが豊かな個性を発揮できるよう、基盤となる健康や体力に対する意識を高め、健康の保持増進に向けた能力をはぐくむ。そのために、各学校において保健指導・保健学習の充実を図るとともに、食育リーダーを活用した食に関する指導の充実や体力テストの結果の活用を図る。また、学校医や学校歯科医と連携し、健康診断等を通じて児童・生徒の健康状態の把握と適

切な指導を行うとともに、学校保健の最新の動向にも対応する。さらに、家庭・学校・地域が連携・協力した健康・体力づくりを推進するとともに、運動部活動の振興に向けた支援の充実を図る。

3 国際理解教育の推進

児童・生徒が、グローバル化の進展する世の中で必要な資質や能力をはぐくむため、多様な文化理解、様々な国や地域の人々と協力する態度の育成など、国際理解教育の推進を図る。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で培われたボランティア精神・助け合いの心を文化とした日本人としての自覚と誇りをもち、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献する態度を育てる。

外国人英語指導助手を活用するとともに、小・中連携を強化し、小学校における外国語活動および外国語、中学校での英語教育を充実させる。

4 情報教育の推進

高度に情報化した社会で活躍できる力をはぐくむために、各学校に整備されたICT環境を効果的に活用し、学習活動に一層の充実と授業改善を図る。

5 キャリア教育の充実

児童・生徒が学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すキャリア教育の視点から、職業に関する調べ学習や職場訪問、職場体験等を通して、働く人々や地域の人々との交流を深める教育活動の充実を図る。

また、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する力を育て、夢を実現するための手立てとして、大学、専門学校、NPO法人、企業等の訪問（オンラインを含む。）を推進する。

6 特別支援教育の充実

障害のある児童・生徒が、一人ひとりの能力を最大限に伸ばしながら、自立し社会参加できる力を培うために、「青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（令和5～7年度）」にもとづき、特別支援教育を推進するとともに第七次計画を策定する。

また、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進めるとともに、医療的ケア児およびその家族に対する支援の充実を図る。

就学相談については、相談内容に応じた適切な助言を行い、教育相談所、学校および関係機関との連携を図り、組織的な支援を実施する。

7 教育相談機能の充実

いじめ、不登校、発達障害、集団不適應、学習相談等の多様な課題に対応するために、心理相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談の機能を高めるとともに、派遣相談の充実を図る。また、スクールカウンセラー等を活用した相談体制の充実を図るとともに、教育支援センター（ふれあい学級）および登校支援室と学校との連携を強化し、学校支援体制の充実を図る。

8 小・中学校における一貫教育の推進

青梅の良さや各中学校区の特色を生かした取組を通して、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す。そのために、各中学校区における目指す児童・生徒像を設定し、9年間の義務教育を見通した学習指導、健全育成、特別支援教育の充実を図る小・中学校一貫教育を推進する。

9 幼児期の教育と小学校教育の接続

小学校入学当初に、幼稚園、保育所等からの学びの連続性を確保するために、学校と園との連携や園児と小学生との交流活動を推進するとともに、第1学年のスタートカリキュラムを充実させる。

10 小規模特別認定校制度の継続

豊かな自然、歴史および伝統ある地域の中で、少人数の学習指導による確かな学力の定着や体力づくり等を目指す小規模特別認定校において、教育を受けることを希望する保護者および児童・生徒の受入れを継続する。

【基本方針3】 生涯学習の推進と社会教育の充実

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学ぶことができるような生涯学習社会を実現することが求められている。

そのために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづいた施策の推進に努めるとともに、学習環境を整備し、「ともに学んで生きるまち」を目指して社会教育の充実を図る。

1 生涯学習の推進

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を生かしていくことができるよう、「第7次青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、家庭、学校、地域および関連機関との連携を密にして、市民の生涯学習を総合的・広

域的に推進する。

2 生涯学習の環境整備

生涯学習の機能の充実を図るため、市民の学習要望の把握と学習情報・機会の提供および講師・指導者等の登録制度の充実など、学習環境の整備に努める。

3 青少年の体験活動の充実

自然体験活動を中心に多様な体験活動を通して、青少年の自立を支援し、集団的活動における協調性やリーダーとしての資質向上を図る。

4 家庭教育への支援

子どもたちの生活習慣の確立、基本的な価値観の形成および社会的なマナーを身につける最初場である家庭の教育力向上を図るため、講演会の開催などにより、家庭教育・幼児教育への支援に努める。

5 地域における健全育成の推進

地域社会の中で、心豊かで健やかな子どもをはぐくむために、地域と連携し、体験・交流活動の環境づくりを推進する。

6 学校開放の推進

生涯学習を広域的に推進するために、学校教育と連携を図り、学校施設の有効活用など、学校のもつ機能を市民の生涯学習事業に活かした学校開放の推進に努める。

7 図書館事業の推進

市民が自主的に調べ学ぶことができる環境を提供するために、「青梅市図書館基本計画」および「第5次青梅市こども読書活動推進計画」にもとづき、図書等資料の継続的な整備を行うとともに、電子書籍の導入を含めた図書館システムの更新に伴うサービス等の充実、学校司書の配置による学校図書館支援の強化および図書館ボランティアとの協働などに努める。

8 文化複合施設等の整備

文化複合施設の整備を推進するとともに、新青梅図書館（仮称）の建設に向けて、環境整備に努める。

【基本方針４】 生涯を通じた多様なスポーツ・レクリエーションの振興

市民が生涯に渡ってスポーツ・レクリエーションに励み、それぞれのライフステージ・スタイルに応じた多様な関わり方で、スポーツに親しむことができる環境の構築が求められている。

そのために、「青梅市スポーツ推進計画」にもとづいた施策を推進し、「する」「みる」「ささえる」などの多様な観点から、自発的にスポーツに関わることができる環境の実現を目指す。

１ スポーツ・レクリエーション活動の推進

「第２期青梅市スポーツ推進計画」にもとづき、スポーツを通じてすべての市民が、幸福で豊かな生活を営むことができるまちの実現に向けて、スポーツ・レクリエーション環境の充実に努める。

２ 誰もが楽しむことができるスポーツの普及

ボッチャをはじめとするパラスポーツやデジタル技術を活用した e スポーツ等を通じ、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しむことができる機会の提供に努める。

３ 歴史あるスポーツ大会の継承と発展

青梅マラソン大会や奥多摩溪谷駅伝競走大会等の歴史ある競技大会の実施により、地域の活性化およびスポーツに対する市民の意識向上を図る。

４ 魅力的なスポーツ施設の整備

青梅市スポーツ施設ストック適正化計画との整合性を図りながら施設の維持管理を行うとともに、青梅エクストリームスポーツパークをはじめとした新たなスポーツ環境の整備・検討を行う。

【基本方針5】 文化・芸術の振興

市民が生涯を通じて、文化・芸術に親しむ機会の充実が求められている。
そのために、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民がひとしく文化を享受し、創造活動ができるよう文化・芸術活動への支援に努める。

1 文化財の保存・活用

長い歴史の中で培われてきた貴重な文化財を適切に保存するため、文化財の指定に向けて取り組むとともに、市民への普及・啓発活動に努め、郷土に対する意識をはぐくむ。

また、文化財保存活用地域計画の策定について、検討する。

2 伝統文化の継承

市内に伝わる祭礼行事や年中行事などを多くの人々に知っていただくため、情報発信などの周知を行うとともに、伝統文化の継承に向けて、これらの活動に対する支援を行う。

3 文化・芸術活動の振興

各種文化・芸術団体と連携、協働することで、文化・芸術に関する学習および創作活動を支援し、市民が優れた文化・芸術に触れる機会を提供する。

4 文化施設の環境整備

市民が文化・芸術を鑑賞する場の確保のため、郷土博物館は移転等を含め、今後のあり方について検討し、美術館は既存施設の改修工事や修繕を進めるとともに、ホームページ等による情報発信や収蔵品管理システムの導入等ソフト面の充実を図る。

5 吉川英治記念館の運営

吉川英治記念館の指定管理者と連携しながら、吉川英治の功績や魅力を伝える事業に取り組むとともに、敷地内の建物や庭園、収蔵資料の保存・活用に向けた計画を策定し、適切な維持管理に努める。

【基本方針6】 「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」

家庭・学校・地域が相互に連携・協力することによって、すべての市民の教育参加を進め、教育行政を力強く展開していくことが求められている。

そのために、青梅市の特性を生かした主体的な教育行政を推進するとともに、市民からより信頼される学校づくりに向けて、学校経営の改革を進めていく。

1 将来を見通した教育施策の推進

将来の青梅市を見通した教育を創造し、時代の変化に即した教育施策の推進を図るために、「青梅市教育推進プラン」の提言を踏まえた施策を実施する。

2 社会に開かれた学校づくりの推進

保護者や市民から学校運営等への支援を一層得るために、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を拡充するとともに、学校関係者評価を実施し、その結果を公表することなどして「社会に開かれた学校づくり」を推進する。

3 特色ある学校づくりの推進

教育活動の充実および活性化を図るために、家庭・学校・地域が一体となって、活力ある学校づくりを進めるとともに、地域の実情、児童・生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを推進する。

4 安全・安心な学校づくりの推進

日常の教育活動や登下校時等の安全指導・管理、安全確保の徹底を図るために、家庭・学校・地域・関係諸機関が相互に連携した安全・安心な学校づくりを一層推進するとともに、始業前の児童の見守り事業の検討、学校および通学路の環境整備ならびに管理運営体制の充実に努め、安全確保対策を推進する。

5 学校給食の充実

安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、学校との連携を密にし、食育の推進を図る。

また、「学校給食センター施設整備基本計画」にもとづき、新学校給食センターの新築工事を進めるとともに、稼働に向けた運営に関する検討を進める。

6 学校経営の充実

年間を通した学校評価システムの効果的な運用を推進し、学校経営の改善・充実に努める。また、校長、副校長、主幹教諭を中心とした組織的な運営体制の

充実を図り、校内の各分掌組織を効果的に活用し、自主的・自律的な学校経営を推進する。

7 教職員の資質・能力の向上

教職員が児童・生徒への理解を深め、指導と評価の一層の改善・充実を図るとともに、教育にかかわる諸課題を解決する資質や能力を高めるために、各種研究事業の支援および職層・キャリアに応じた教員研修等の充実を図る。

8 教職員の服務規律の確保

教職員による体罰や法令違反等の服務事故の防止を徹底するために、教育委員会においては定例の校長会および副校長会にて管理職に対する指導を行う。また、各校内においては毎年7月と12月に東京都が実施する服務事故防止月間の重点的な研修指導や日々の管理職が行う服務指導などを通して、教育公務員としての自覚や法令遵守の意識を高め、学校教育に対する信頼の確保に努める。

9 学校における働き方改革の推進

校務支援システム、出退勤システムの活用、心理士や医師によるメンタルヘルス相談など、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の向上を図るとともに、学校における働き方改革を推進する。

10 学校施設の再編および環境整備

令和5年度に改訂された「青梅市公共施設等総合管理計画」および「青梅市学校規模適正化基本方針」にもとづき、児童・生徒の教育環境の抜本的な改善・向上を図るため「青梅市立学校施設のあり方審議会」および「青梅市学校規模適正化検討委員会」において、学校施設の再編について検討を進めるとともに、「青梅市学校施設個別計画」の改訂作業を進める。

また、「青梅市学校施設個別計画」にもとづき、老朽化対策としての校舎の屋上防水・外壁等改修、屋内運動場の屋根・外壁等改修および非構造部材耐震化の各工事を計画的に実施するほか、校舎・屋内運動場等の照明LED化工事など、児童・生徒の教育環境の改善・向上を図る。

11 教育委員会の機能の充実

開かれた教育行政を推進するため、取組内容や結果について、引き続き速やかで積極的な情報発信を行うとともに、市民の意見や要望に耳を傾け、家庭・学校・地域との一層の連携を深め、主体的な活動と機能の充実を図る。

また、市民への情報発信力を強化するため、教育委員会ホームページの内容の更なる充実を図る。

12 市長部局との連携

より一層民意を反映した教育行政を推進するため、総合教育会議等を通じて、市長部局との連携を図る。

教育目標	平成13年	12月	4日	青梅市教育委員会決定
教育目標一部改訂	平成17年	2月	3日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成18年	1月	12日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成19年	1月	11日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成20年	2月	21日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成21年	2月	2日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成22年	2月	4日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成23年	2月	3日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成24年	2月	2日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成25年	2月	14日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成26年	2月	6日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成27年	2月	5日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成28年	2月	8日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成29年	2月	16日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成30年	2月	16日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成31年	2月	13日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和2年	2月	14日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和3年	2月	17日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和4年	2月	16日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和5年	2月	22日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和6年	2月	21日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和7年	2月	19日	青梅市教育委員会決定